

# 東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡等に係る契約書の印紙税の非課税

## 特例の内容

東日本大震災の被災者が被災農用地を譲渡したり、代替農用地を取得した場合などに作成する、売買契約書や賃貸借契約書について印紙税がかかりません。

- ※1 本特例を受けるためには、農用地が被災したことの証明書などが必要です。
- ※2 農用地とは農地及び採草放牧地のことです。

## 特例の要件

### 1. 特例の対象となる契約書について

次の場合に作成する契約書が対象となります。

- ① 東北地方太平洋沖地震に伴う津波による冠水や地盤沈下などにより耕作又は養畜の用に供することができなくなった農用地を譲渡する場合
- ② 以下の区域に係る指示等が行われた日において、これらの区域内に所在していた農用地を譲渡する場合
  - 警戒区域
  - 避難指示区域
  - 計画的避難区域
- ③ ①又は②に代わる農用地を取得した場合
- ④ ①又は②に代わる農用地に係る地上権又は土地の賃借権を設定し、又は取得する場合

### 2. 特例の対象者について

- ① 東日本大震災の被災者で以下の個人又は法人(農業を営む者に限ります。)
  - 東北地方太平洋沖地震に伴う津波による冠水などの被害を所有する農用地に受けられた方
  - 東北地方太平洋沖地震に伴う津波による冠水などの被害を地上権又は賃借権を有する農用地に受けられた方
  - 警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地を所有していた方
  - 警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地に地上権又は賃借権を有していた方
- ② ①の被災者が亡くなっている場合はその方の相続人
- ③ ①の被災者が法人である場合で、法人の合併・分割があった場合には、その合併法人又は分割により被災農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継した分割承継法人

### 3. 本特例対象者とそれ以外の者が共同で作成した文書について

本特例対象者とそれ以外の者が共同で契約書を作成した場合には本特例対象者が契約書を保存する場合のみ対象となります。

#### 適用期間

平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成される契約書に対して適用されます。

なお、警戒区域内等にある農用地の代替農用地に係る契約書の場合は、当該警戒区域設定指示等が設定された日から解除された日より3ヶ月後と平成33年3月31日のいずれか早い日までに作成されたものに限られます。

また、本特例の要件を満たす契約書で平成23年3月11日から平成23年12月13日までの間に作成し、既に印紙税が納付済みである場合には、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

過誤納確認を受ける場合は、契約書の作成者が、「印紙税過誤納確認申請書」を作成し、作成者の住所地の所轄税務署に提出していただくこととなりますが、この際には過誤納となった契約書（原本）を提示してください。

担当部署	農林水産省 経営局 農地政策課 企画グループ
お問い合わせ先	(代表)03-3502-8111(内線)5164 (ダイヤルイン)03-6744-2150

## 必要な書類

「不動産の譲渡に関する契約書」又は「地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書」に以下の証明書を添付して下さい。

区 分	証明内容	添付書類	備 考
東日本大震災によりその所有する農用地又は地上権若しくは賃借権を有する農用地に被害を受けた者及びその相続人（合併法人・分割承継法人）	被災農用地が、東日本大震災による被害を受けたことにより耕作又は養畜の用に供することができないと見込まれる農用地であること  平成23年3月11日時点の被災農用地の所有者又は地上権若しくは賃借権を有する者が同日において被災農用地において農業を行っていたこと	被災農用地である旨等の証明願書	被災農用地の所在地の農業委員会による証明
警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地を所有又地上権若しくは賃借権を有していた者及びその相続人（合併法人・分割承継法人）	以下の区域に係る指示等が行われた日において、これらの区域内に所在していたこと。 ● 警戒区域 ● 避難指示区域 ● 計画的避難区域  警戒区域設定指示等が行われた日における被災農用地の所有者又は地上権若しくは賃借権を有する者が同日において被災農用地において農業を行っていたこと	対象区域内農用地である旨等の証明願書	被災農用地の所在地の市町村長による証明